

京丹後市公民連携指針

～新たな事業分野・事業手法による公民連携推進～

令和 7 年 3 月

京丹後市

目次

第1章 はじめに

- 1 定義 1
- 2 背景 1

第2章 基本的な考え方

- 1 公民連携指針の位置づけ 2
- 2 公民連携の目的 2
- 3 公民連携の原則 3
- 4 公民連携手法 4

第3章 公民連携の進め方

- 1 推進体制 7
- 2 公民連携の活用検討 7
- 3 （仮称）公民連携窓口の設置 10
- 4 自由提案型民間提案制度の創設 11
- 5 サウンディング型市場調査 14
- 6 PPP ロングリスト・ショートリストの作成、公表 15

第1章 はじめに

1 定義

公民連携（PPP：Public Private Partnership）とは、企業や各種団体等の多様な民間主体等（以下「民間事業者等」という。）と行政が相互の対話を通じて連携し、それぞれが有するアイデアやノウハウ、資金等を活用することにより、効率的かつ効果的で良好な公共サービスの提供に取り組む手法です。

公共サービスの質向上、財政負担の軽減、新たな事業機会の創出、地域経済の活性化、地域課題の解決等の様々な効果が期待されます。

2 背景

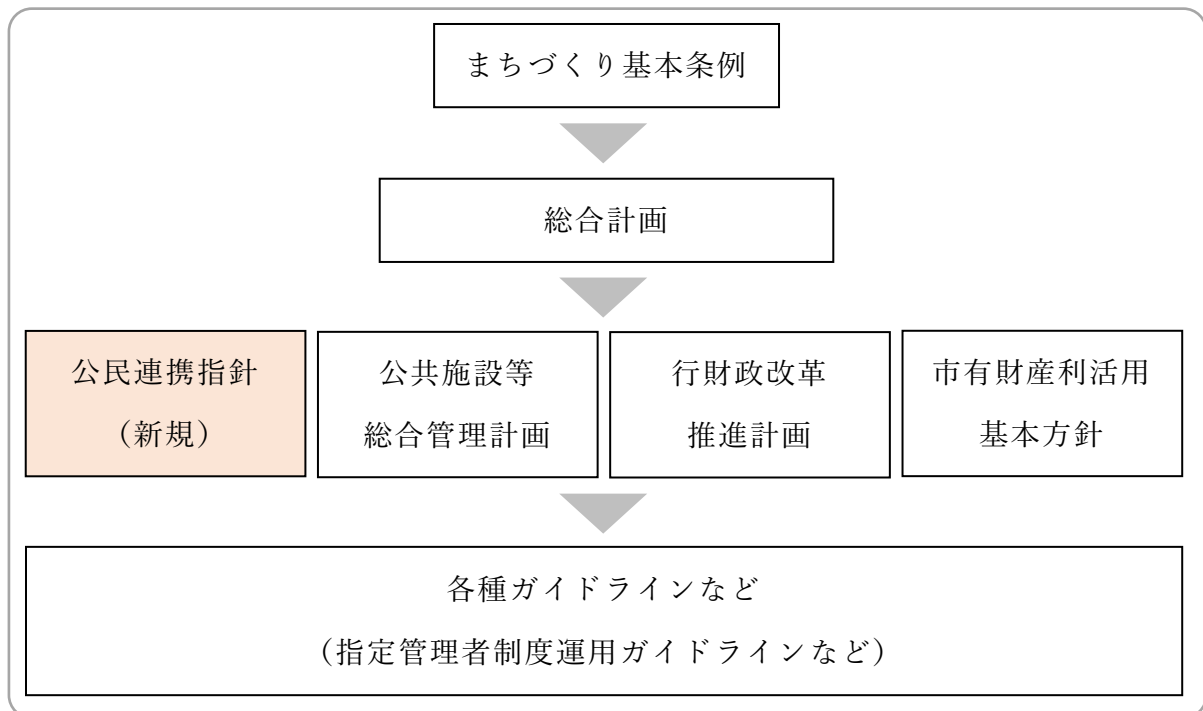
人口減少や少子高齢化、市民ニーズの多様化により、行政に求められる役割はこれまで以上に複雑・高度化しています。また、既存の公共施設等の老朽化による維持管理経費の増加等に伴い、未利用施設の有効活用や除却など、施設全体の在り方を見直す必要もあります。

そうした状況のなかで、必要な公共サービスを持続的に提供し、地域課題の解決に向けた取組を進めていく上では、民間事業者等と連携を図ることが不可欠です。

本市ではこれまでからも指定管理者制度や市有財産の利活用など民間事業者等と連携した事業実施に取り組んできており、本指針により改めて公民連携に係る基本的な考え方を示すとともに、「新たな事業分野」、「新たな事業手法」による公民連携を推進し、より一層の民間活力の導入を図るものです。

第2章 基本的な考え方

1 公民連携指針の位置づけ



2 公民連携の目的

(1) 質の高い公共サービスの提供

民間事業者等のノウハウを活かして公共サービスを提供することにより、サービスの質向上につなげます。

(2) 財政負担の軽減・財源の確保

業務の効率化、包括化等によるコストの縮減、利用者ニーズに即した新たなサービス提供を行うことによる利用者数の増加、未利用財産の有償貸付・売却等、様々な形で歳出抑制及び歳入増加を図ります。

(3) 新たな事業機会の創出・地域経済の活性化

公民連携による新たな事業創出や公有財産の利活用等を通じて、民間事業者等の参入機会の増加、雇用拡大、企業誘致、まちのにぎわい創出につなげます。

(4) 地域課題の解決

地域課題が複雑・多様化するなか、行政のみの発想では対応が困難な課題に対し

て、民間事業者等のアイデアやノウハウを最大限に活かすことで、新たな方策を見出し、課題解決につなげます。

3 公民連携の原則

(1) 公共性の原則

公共性のある事業で公益の増進が図られることが必要です。

(2) 公平性の原則

民間事業者等に提案、参加の機会を公平に提供します。

(3) 対等・対話の原則

民間事業者等と本市の双方が対等なパートナーとして、対話を重視しながら信頼関係を構築します。

(4) 目的共有の原則

事業の目的を共有し、民間事業者等と本市の双方がメリットを見出すことのできる互恵的な関係を構築します。

(5) 役割と責任明確化の原則

目標の達成に向けて、役割分担及び責任の所在を明確にします。

(6) 透明性確保とアイデア保護の原則

連携事業は、オープンな過程の中で進めることを基本とします。なお、検討段階における民間事業者等の独自のアイデアについては、適切な保護に努めます。

【京丹後市情報公開条例との関係について】

本市が事務過程で作成・取得した文書等は公文書として情報公開請求の対象となるものの、民間事業者等の独自のアイデアに係る公文書の情報公開請求を受けた場合は、公にすることにより民間事業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないか等の観点で内容を精査し、条例に基づき適切に対応します。

4 公民連携手法

ハード及びソフト事業の目的や性質等を鑑みながら、最適な手法での事業実施を推進します。

公民連携による事業実施が想定される分野や手法は多岐にわたるとともに、今後新たな連携の形が創出されることも想定されるため、本市としては公民連携の範囲（分野、手法、対象金額）を定めず、課題やニーズ等に応じて公民連携の可能性を検討します。

事業分野毎に想定される手法例については次のとおりです。

（１）公共施設の整備及び管理・運営事業

民間事業者等の創意工夫を引き出し、効率的かつ効果的に事業を実施するため、公民連携の導入を図る事業については、一括発注や性能発注^{※1}等による事業実施の可能性を検討します。

^{※1} 性能発注…発注者が求めるサービス水準を明らかにし、受注者が満たすべき水準の詳細を規定した発注のこと。民間事業者等の創意工夫の発揮が実現しやすい。

図表 1 公共施設の整備及び管理・運営に係る事業手法の例

		施設整備	
		公共	民間
管理運営	公共	＜公設公営＞ ・従来方式 など	＜民設公営＞ ・DB 方式 ・リース方式 など
	民間	＜公設民営＞ ・指定管理者制度 ・包括的民間委託 ・EOI 方式 など	＜民設民営＞ ・PFI 方式 ・DBO 方式 ・民営化 ・民間サービスによる代替 など

PFI ※Private Finance Initiative	・PFI 法に基づき、一旦民間資金を活用し、民間事業者等に設計・建設・維持管理・運営などを委ねる手法 ・性能発注及び一括発注によるため民間事業者のノウ
------------------------------------	--

	ハウが発揮しやすく、行政は民間が拠出した資金の一部又は全部を分割払いで支払うことにより、財政平準化が図られる。
DB 方式 ※Design Build	民間が設計・建設を一括して行い、施設の所有、運営、資金調達については公共が行う方式
DBO 方式 ※Design Build Operation	民間が施設の設計・建設・運営・維持管理を一括して行い、施設の所有、資金調達に関しては公共が行う方式
リース方式	民間の資金で施設を整備し、民間から公共へ施設をリースする方式
民営化	契約又は出資等により一定の公的関与を残しつつ、所有を含めた事業主体を民間に移行する方式
指定管理者制度	地方自治法に基づき、施設運営や維持管理等の公共サービスの提供を管理者に指定した事業者委ねる手法
包括的民間委託	公共施設の維持管理業務等について、複数施設を対象として複数年契約で一括して性能発注する手法
EOI 方式 ※Early Operator Involvement	運営事業者を先行決定し、設計や施工の初期段階から関与させる運営重視型の手法
民間サービスによる代替	民間事業者等が所有する施設や提供しているサービスを公共サービスとして提供させる手法

(2) 市有財産の利活用

ア 未利用財産等（土地・建物）の貸付・売却等

未利用財産等^{※2}の利活用について、京丹後市市有財産利活用基本方針に基づき、総合的な観点から検討し、有償による貸付けや売却などにより財源を確保することを基本的な考え方としつつ、有償での活用のみに捉われることなくさまざまな方策により利活用の推進を図ります。

※2 未利用財産等…本市が保有する土地・建物のうち、使用されていない普通財産及び用途廃止を予定している財産

イ 広告

本市ホームページや広報、印刷物等を広告媒体として有効活用します。

ウ ネーミングライツ

民間事業者等との契約により、公共施設等の名称に企業名や商品名、愛称などをつける権利を付与し、その対価を施設の運営等に役立てる手法であるネーミングライツの活用を検討します。

(3) 行政運営における民間活力の導入

ア アウトソーシング

業務の一部又は全部を民間事業者等に委ねることをアウトソーシングと定義し、より効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ります。

既に委託している分野における委託範囲の拡大、市所有施設の管理運営業務や一定の専門性が必要な定型業務などにおけるアウトソーシングの更なる推進を検討します。

イ 連携協定

包括連携協定	多岐にわたる事業分野において、民間事業者等との連携を長期継続的に進めるために締結する協定
事業連携協定	特定の事業分野において、民間事業者等との連携を長期継続して進めるために締結する協定

ウ 民間人材等の活用

幅広い分野で活躍してきた経験のある外部人材の任用や業務の委託、有識者等との連携により、地域課題の解決や地域の活性化を図ります。

エ 企業版ふるさと納税等

企業版ふるさと納税^{※3}等の手法を積極的に活用し、事業実施に必要な財源確保を図ります。

^{※3} 企業版ふるさと納税…国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除が受けられる制度

第3章 公民連携の進め方

1 推進体制

京丹後市行財政改革推進本部等と連携を図りながら、以下の役割分担のもとで公民連携事業に取り組めます。

(1) (仮称) 公民連携窓口

公民連携事業推進のため、一元的な窓口機能、情報共有機能を担う主体を設置します。

(2) 事業所管課

公民連携の導入検討から事業化、事業終了時の総括（効果検証等）までの一連の流れに係る事務手続きは、原則、事業所管課（施設所管課）が担います。

(3) 庁内意思決定

公民連携検討の対象課題・事業の選定や提案内容に係る採択可否等については、原則、事業所管課（施設所管課）において決裁により意思決定します。

全庁的な公民連携に関する情報共有や調整事項等については、部局長会議等を活用しながら取組を推進します。なお、市有財産の利活用に係る内容については、従来どおり市有財産活用推進本部会議において審議します。

2 公民連携の活用検討

(1) 対象事業

本市では、ハード事業、ソフト事業に関わらず幅広い分野を公民連携の対象とします。ただし、法令等により本市が直接実施する必要がある事務事業や緊急に実施する必要がある事業、許認可など公権力の行使に当たる事務事業、本市の重要な政策等の企画立案、条例制定等の業務などは対象外とします。

また、公民連携を検討するうえでは、次の観点も踏まえて活用可否を総合的に判断します。

ア 市民サービスを低下させることはないか

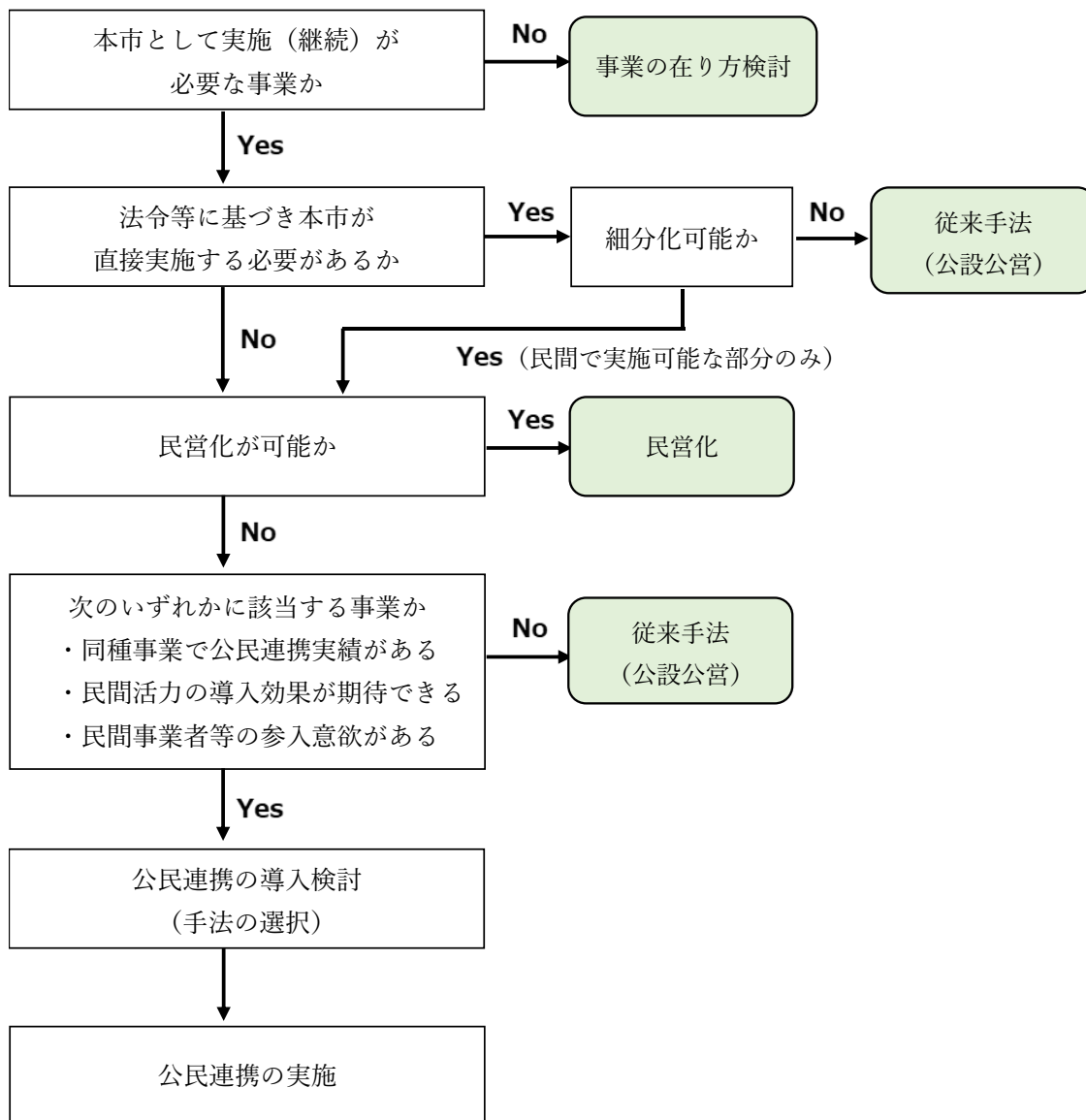
イ 各種法令に適合しているか

ウ 安定的な業務の遂行が可能か

エ 個人情報等の情報管理が確実にできるか

オ 事故発生時など緊急時の対応は可能か

図表 2 公民連携の対象事業の判定フロー図



（２）民営化の可能性検討

次の事項のいずれかに該当する事務事業については、民営化の可能性が考えられるため、その可否について検討します。

ア 法令等の改正や市民ニーズの変化等により、本市が主体となっていく必要性が失われ、又は薄れているもの。

イ 民間によって同種のサービスが提供されていて、本市が主体となって実施しな

くても、十分なサービスの量や質が継続して確保されるもの。

ウ 市場原理、民間の活力等の活用により、効率性とサービスの向上が期待できるもの。

エ 事業実施に伴う収入が見込まれ、民間の経営努力により採算がとれるもの。

(3) 公民連携の導入可能性の検討

検討対象事業について、「民間活力の導入効果が期待できるか」「民間事業者等の参入可能性があるか」などの観点により公民連携の導入可能性を検討します。

検討に際しては、必要に応じてサウンディング型市場調査^{※4}を実施し、市場性の有無や実現可能性、アイデア等を反映できる可能性がないか検討します。

※4 サウンディング型市場調査…事業発案段階や事業化検討段階において、民間事業者等との直接対話によりアイデアや意見といった情報収集を行う手法。1 事業者毎に個別に行うクローズ型や複数事業者で同時に行うオープン型などの種類があります。

(4) 公民連携手法の選択・評価

事業の性質や内容を踏まえて、効果的な公民連携手法の検討、選択を行います。検討した結果、複数の手法を候補として選択することもできるものとします。

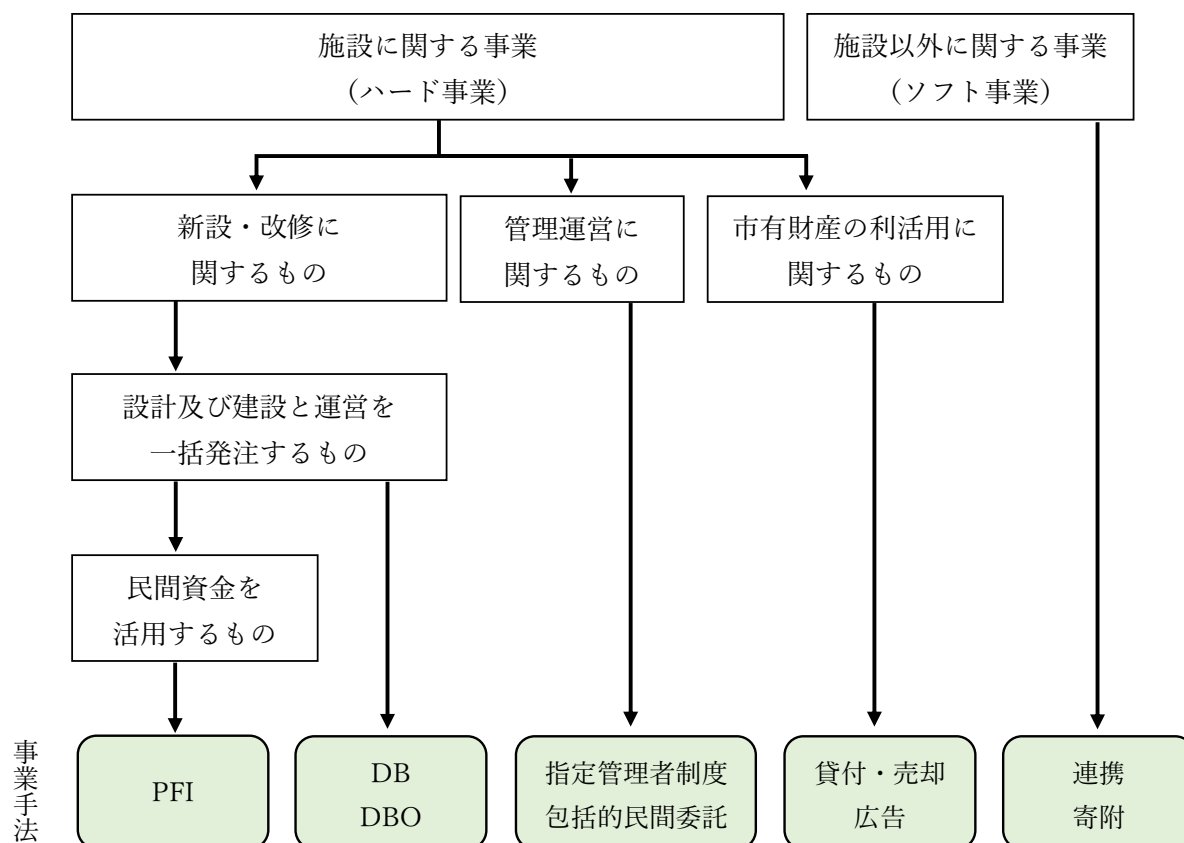
また、選択した公民連携手法が従来手法に比べて効果的な手法かどうか、定量的・定性的に評価・検討を行います。

なお、詳細な定量評価（VFM^{※5}の算定等）の実施に際しては、必要に応じて外部委託等により評価を実施する場合があります。

評価・検討を行った結果、公民連携導入に適さないと判断した場合には、従来手法により事業を実施します。

※5 VFM…Value For Money の略。公共の財政負担に対する価値を表し、従来型の公共工事として整備・運営する場合と、PFI や DBO を採用して整備・運営する場合を比較し、どれぐらい財政負担が軽減されるのかという割合。財政負担は事業期間中の運営や維持管理に係る費用も含めた事業期間全体を通じた財政負担見込額を指す。

図表 3 公民連携手法の選択フロー図



※記載の事業手法は一例

(5) 公民連携の実施

公民連携により事業を実施する際には、地域経済活性化と地域での雇用の場の確保の観点を踏まえ、公民連携の原則、公民連携による効果の最大化及び適正な予算の執行に留意しつつ、市内事業者への発注に配慮します。

事業着手後においても、サービスの質やコストの妥当性など、その効果を定期的に検証し、必要に応じて事務事業の内容などの見直しを行い、より効果的な事務事業実施に努めます。

3 (仮称) 公民連携窓口の設置

(1) 目的

公民連携に関する民間からの提案について、事業所管課が明確ではない提案や関係部署が複数にまたがるような提案の場合、窓口が明確ではなく、横断的に調整する組織がありませんでした。そこで、民間事業者等との連携機会を拡大することを

目的として、（仮称）公民連携窓口の設置を検討します。

（２）役割

ア 一元的な窓口機能

窓口を明確化し、公民連携に関する民間事業者等からの提案などにスピーディーに対応します。

イ 情報共有機能

庁内部局の抱える課題や保有する資源等の情報を集約、対外的に発信し、民間事業者等からの提案を募ります。

公民連携に関する情報を蓄積、ノウハウの共有を図ります。

（３）その他

民間事業者等との対話や手続きを全て公民連携窓口が担うものではなく、事業所管課（施設所管課）が明確な場合や個別に提案募集を行っている場合などはこれまでどおり事業所管課（施設所管課）において対応します。従前の民間事業者と事業所管課（施設所管課）の関係性を妨げるものではありません。

４ 自由提案型民間提案制度の創設

民間ならではのアイデアや創意工夫を最大限に活用するため、「自由提案型民間提案制度」として自由な発想に基づく提案を募集します。

ただし、公民連携の目的に合致し、公共性のある提案内容であること等が要件となります。

事業実施に際しては、公募により事業実施主体を選定する場合があります。その際には、本市が提案者から得た情報を基に、公募のための仕様を作成する場合があります。なお、本市と提案者との間で保護する対象とした提案内容の根幹をなすアイデアについては保護に努めます。

（１）提案受理の要件

提案受理にあたっては、以下の要件を全て満たすことが条件となります。

また、提案者としては、提案の実効性や事業の持続可能性・継続性等の観点から、提案内容を自ら実行する意思と能力（運営力、資金力、実績等）を有する企業や各種団体等を想定しています。

対象要件	質の高い公共サービスの提供、新たな事業機会の創出・地域経済の活性化、地域課題の解決に資する提案であること
公共性要件	提案内容が公共性等の観点から妥当であること

（２）対象外となる提案

次のいずれかに該当するものは、本制度対象外とします。

- ア 法令等に違反する又はそのおそれのある提案
- イ 単に自社製品等の採用や既存業務の受託、広報を求めるもの
- ウ 要望・陳情等
- エ アからウまでのほか、明らかに事業化の見込みがない提案

（３）提案の流れ

（仮称）公民連携窓口が民間事業者等からの事前相談及び提案を受け付け、事業所管課（施設所管課）との連携を図りながら、対象外となる提案の除外またはマッチングを進めます。

提案受理の要件を満たす提案内容については、提案内容に係る事業所管課（施設所管課）において提案内容の審査を行い、事業化（予算化）の適否を判断します。

提案審査の審査結果は、「趣旨採用」もしくは「不採用」のいずれかとし、審査結果は提案者に通知します。なお、この段階で本市と提案者の間に権利・義務関係が生じるものではなく、必ずしも事業化を保証するものではありません。

趣旨採用となった事業については、事業所管課において、事業化に向けた調整を進めるとともに、提案内容の性質に応じて事業実施主体の選定方法を検討します。市の財政負担を伴うものについては予算化に向けた調整を行います。

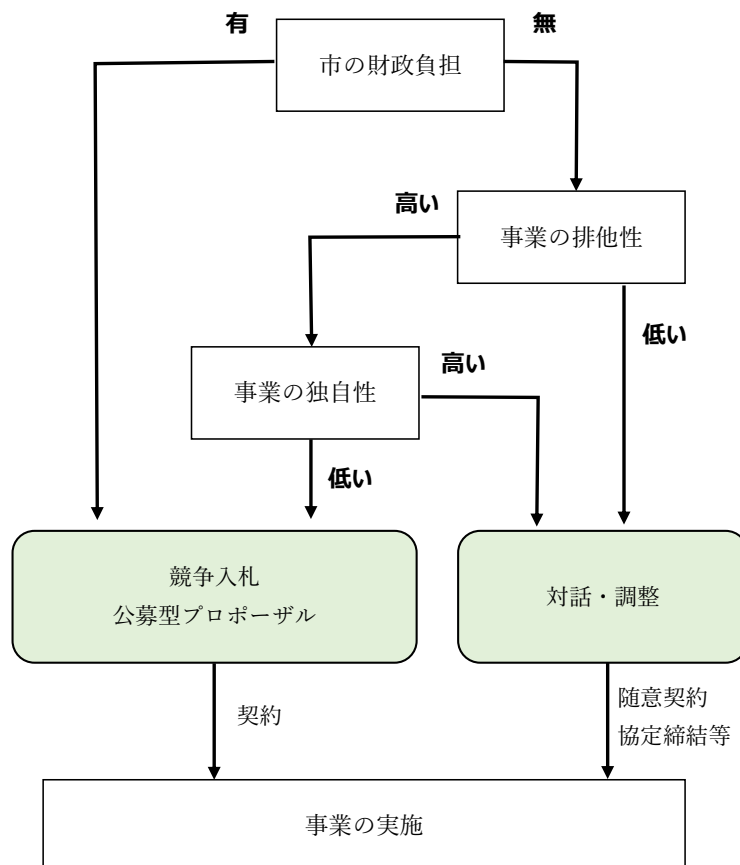
民間事業者等	京丹後市	
	公民連携窓口	事業所管課
提案の検討 ↓ 事前相談対応（対象外案件の除外） ↓ 提案の申込	提案の受付 ↓ 事業所管課との連携 提案者との対話	提案審査 事業化検討 ↓ 審査結果の通知
結果通知の受領 ↓ （趣旨採用の場合） ・事業化（予算化）に向けた調整 ・事業実施主体の選定		

公平性の確保とアイデアの保護を総合的に勘案し、本市の財政負担の有無、事業の排他性※⁶、事業の独自性※⁷によって、適切な事業実施主体の選定方法を検討します。

提案者の占有期間が長期間、もしくは、行政資源（面積、空間、数量等の物理的なもの）の占有規模が大きいものについては、事業の排他性が高いと判断します。

※⁷ 事業の独自性…特許権、著作権、特殊な技術など、他の事業者では同様の事業を実施できないものについては、事業の独自性が高いと判断します。

図表 5 事業実施主体の選定方法検討フロー図



5 サウンディング型市場調査

本市が実施を検討している事業のうち、公民連携の可能性がある事業について、事業の構想段階や事業者を公募する段階において、本市と民間事業者等で対話を行い、市場性の有無や実現可能性、アイデア等の提案を把握するサウンディング型市場調査を適宜実施します。

実施に際しては、必要に応じて京都府公民連携プラットフォーム※⁸等との連携を図ります。

※⁸ 京都府公民連携プラットフォーム…府内自治体の公共施設の民間活用や、民間の施設・資金・ノウハウを活用した公共サービスの提供など多様な公民連携を推進するために設置された「産・学・金・公」の対話の場

(1) サウンディング型市場調査の意義

本市においては、事業概要や事業スキームについて民間目線から見た事業の成立可能性や関心度合いを把握することができ、当該事業に係る最適な事業スキームの検討を進めるうえでの判断材料となります。また、公募の際に本市のニーズをより的確に捉えた事業提案を受けることにも寄与します。

民間事業者等においては、事業情報や本市の課題認識を早期に把握できるとともに、自らが事業参画しやすい公募条件の設定等につながる場合があります。

対話を通じて本市と民間事業者等の相互理解を促すことで、公民連携事業としての実現可能性を高めるとともに、事業自体の質向上にもつながることが期待されます。

6 PPP ロングリスト・ショートリストの作成、公表

民間事業者等に早い段階から情報を提供し、事業参画に向けて検討、準備を促すことを目的として、将来的に公民連携（PPP：Public Private Partnership）の可能性がある事業をリスト化し公表します。

(1) PPP ロングリスト

将来的に公民連携による事業実施の可能性が考えられる事業をリストにとりまとめます。

ただし、PPP ロングリスト掲載の事業は、現時点で PPP 活用の具体的な計画がない事業を含む場合があります。

(2) PPP ショートリスト

公民連携による事業化の方向性が決定し、当該年度に最適な事業手法の検討調査や公募等の具体的な動きが予定されている事業をリストにとりまとめます。